

岩手県告示第 189 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 20 年 3 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立遠野病院	遠野市松崎町白岩 14 地割 74 番地	平成 23 年 3 月 17 日
岩手県立釜石病院	釜石市甲子町第 10 地割 483 番地 6	〃
岩手県立大槌病院	上閉伊郡大槌町新町 8 番 14 号	〃
岩手県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢 32 番地 1	平成 23 年 3 月 21 日
国民健康保険葛巻病院	岩手郡葛巻町葛巻第 16 地割 1 番地 1	平成 23 年 3 月 28 日
八幡平市国民健康保険西根病院	八幡平市田頭第 22 地割 79 番地 1	〃
栃内病院	盛岡市肴町 2 番 28 号	〃
岩手県立中央病院	盛岡市上田一丁目 4 番 1 号	平成 23 年 3 月 29 日